

茨城県生涯学習推進指針（令和8年度～令和11年度） 概要版

1 策定の趣旨

県民一人一人が生涯を通じて意欲的に、そして楽しく学び続ける社会を築くことを目指し、学びを支える仕組みを整え、社会全体で取組を推進していくために策定するもの。

2 位置付け

「茨城県生涯学習推進指針」は、県政運営の基本方針である茨城県総合計画を補完するものであり、本県生涯学習の目指すべき方向性とその実現に向けての取組を示すものとして位置付ける。

3 推進期間 令和8年度から令和11年度までの4年間

4 内容

(1) 構成

「茨城県生涯学習推進指針（令和4年度～令和7年度）」の体系に基づき、「施策の方向性」「主な実施主体」「主な施策・取組」「10年後に目指す姿」等を示すもの。

(2) テーマ及び体系図

テーマ

ウェルビーイングの向上につながる生涯学習 ～人づくり・つながりづくり・地域づくりに^{ネクスト}NEXTチャレンジ～

体系図

〈基本的方策1〉 未来を担う子ども・若者の育成を図る学び・体験の充実	〈基本的方策2〉 生涯学習を推進する人づくり、多様な学びの充実	〈基本的方策3〉 学びの成果をつながりづくり・地域づくりに生かす取組の充実	〈基本的方策4〉 生涯学習推進体制の基盤の充実
具体的方策 (1) 青少年の体験活動の推進 (2) 子どもの読書活動の推進 (3) 就学前教育及び家庭教育支援の充実 (4) 学びの基盤づくりのための学校教育の充実 (5) 郷土を理解し、誇りや愛着を育てる教育の推進 (6) 未来を担う若者が活躍できる機会の充実	具体的方策 (1) 生涯学習・社会教育を担う人材の育成 (2) 多様なニーズに応じた学習情報・機会の充実 (3) 生きがいづくりや社会参画のための学習機会の充実 (4) 県民の読書活動の推進 (5) お互いを尊重し合うダイバーシティ社会の推進	具体的方策 (1) 地域と学校の連携・協働の充実 (2) 社会参加を促進する学習成果の評価・活用 (3) 生涯学習センターを核とした地域との連携・協働 (4) 社会教育関係団体等との連携・協働 (5) 持続可能な地域コミュニティ形成の推進	具体的方策 (1) 学校と家庭、地域の連携・協働を推進するための体制整備 (2) 市町村と大学・NPO・民間教育事業者等との連携推進 (3) 学習情報の提供と相談体制の充実 (4) いばらき教育の日・教育月間の推進 (5) 県立社会教育施設の機能・役割の充実

(3) 重点方策

<人づくり> 基本的方策2 具体的方策(5)「お互いを尊重し合うダイバーシティ社会の推進」

- ダイバーシティ社会の構築の推進
- 障害者の生涯学習の推進
- 人権課題の正しい理解と意識啓発の推進

<つながりづくり・地域づくり> 基本的方策3 具体的方策(5)「持続可能な地域コミュニティ形成の推進」

- 現代的課題・地域課題に主体的に関わる体制づくりの支援
- 地域活性化に係る新たなネットワークの創出
- 社会教育人材の活躍促進
- 生涯学習ボランティア活動の活性化